

鳥取県立とっとり花回廊指定管理者募集要項

鳥取県立とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）
所 在 地	西伯郡南部町及び伯耆町
設置目的	県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資する
構 造	展望回廊：鉄骨造平屋建 フラワードーム：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階
敷地面積	596,901.47平方メートル
建築面積	16,838.32平方メートル
開 園	平成11年4月18日
主な施設内容	展望回廊、展示館等（フラワードーム、西館、北館、東館、南館、レストラン・管理棟、木の館など）、庭園（水上花壇、花の谷、ハーブガーデン、霧の庭園、ヨーロピアンガーデン、花の丘など）、駐車場（バス27台、乗用車2,000台）、バックヤード（花きセンターなど）

2 指定管理者が行う業務

（1）業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

ア とっとり花回廊の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号。以下「とっとり花回廊条例」という。）に基づくとっとり花回廊の施設設備の維持管理に関する業務（植栽のデザイン企画、展示及び管理並びに施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

イ とっとり花回廊の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

とっとり花回廊条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、とっとり花回廊からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免

ウ 交流・学習に関する業務

オランダキューケンホフ公園等の他施設・他団体との交流、園芸教室の開催等の学習・普及啓発活動及び地元自治体・地域との連携

エ その他とっとり花回廊の管理運営に必要な業務

来園者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供（レストラン及び喫茶店の運営並びに売店及び自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進（冬季のイルミネーション等、利用者の満足度向上につながるイベントの開催など）に関する事。

（2）管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、とっとり花回廊の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

とっとり花回廊の設置目的を踏まえ、メインフラワーをユリとする花と緑があふれる「日本最高レベルのフラワーショーガーデン」にふさわしい施設設備の維持管理及び利用者へ

のサービス提供に努め、本県の観光拠点施設としてとっとり花回廊の利用促進を図ること。

また、県内産花きの優先調達及びPRを通じて、県内花き園芸の振興に資すること。

イ 基本的事項

(ア) 開園時間

とっとり花回廊の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開園時間を臨時に変更することができる。

この場合において、開園時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まず、標準的な開園時間数（8時間又は7時間30分）より短く設定することはできないものであること。

〔 標準的な開園時間は、午前9時から午後5時まで（12月から3月までにあっては、午前9時から午後4時30分まで）〕

(イ) 休園日

とっとり花回廊の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休園日を臨時に変更することができる。

この場合において、標準的な休園日の延べ日数より休園日数を多く設定することはできないものであること。

〔 標準的な休園日は、12月から3月までの火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月1日までの日〕

(ウ) 利用の許可

とっとり花回廊の利用の許可について、とっとり花回廊条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d 上記の場合のほか、とっとり花回廊の管理上支障があるものとして鳥取県立とっとり花回廊管理規則（平成21年鳥取県規則第22号。以下「管理規則」という。）で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

(エ) 利用の制限等

とっとり花回廊の利用の制限等について、とっとり花回廊条例第7条から第9条までの規定に基づき、次のとおり命令及び措置ができること。

- a 指定管理者の定めるとっとり花回廊における制限行為規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する入園拒否及び退去命令
- b とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があると認めるとき、利用者に対する措置命令
- c 利用者がとっとり花回廊の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき、利用許可の取消し

(オ) 利用料金

とっとり花回廊の利用料金は、現行料金を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービスの付加、物価高騰への対応等により、指定管理期間中に料金を改定する場合は、この限りではない。

(現行の利用料金は、資料5「鳥取県立とつとり花回廊の利用料金」のとおり。)

(カ) 利用料金の減免

資料6「とつとり花回廊利用料減免事項一覧」に掲げる減免事項に該当する場合にはとつとり花回廊の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

また、資料6に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。

(キ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、とつとり花回廊の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ク) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、とつとり花回廊の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(ケ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立とつとり花回廊管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、イベントの実施、清掃、警備等の一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等とつとり花回廊の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

- エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
- オ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。
- カ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。
 - (ア) 来園者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合
 - (イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）
- キ 鳥取県広域防災拠点になっているため、その実施に必要な施設の改修、施設の利用等について調整が必要になる可能性がある。この場合、事前に協議する。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、15の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料及び利用料金等の取扱い等

（1）指定管理料の支払

県は、とつとり花回廊の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、1,872,255,000円（消費税額及び地方消費税170,205,000円を含む）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する（令和3年募集時の予定価格64,054,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）。

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

（2）利用料金等の取扱い

とつとり花回廊の利用に係る料金収入、レストランの運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として收受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞ

れ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項目		責任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、原則、取得価格が10万円以上のものをいう。ただし、取得価格が10万円未満の物品のうち長期間にわたる継続使用・保存が可能なものについては県が消耗品として購入し貸与することも可能とする。

(1) 応募資格

とつとり花回廊の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。なお、複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループであること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、とつとり花回廊に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

とっとり花回廊のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるここと。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帶責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（1）に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 11の（3）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年7月4日（火）から8月17日（木）まで
質問事項の受付	令和5年7月4日（火）から8月7日（月）まで
役員名簿の事前提出	令和5年8月3日（木）
現地説明会	令和5年7月21日（金）
募集の受付期間	令和5年7月4日（火）から8月17日（木）まで
面接審査	令和5年8月下旬から9月上旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	令和5年9月上旬から9月中旬
指定管理者の指定	令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	令和6年2月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの間に、インターネットの生産振興課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/311658.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（1）配布期間 令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（2）配布場所 鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課園芸振興担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（県庁本庁舎4階）
電 話 0857-26-7279
ファクシミリ 0857-26-8497
メールアドレス seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

（1）受付期間 令和5年7月4日（火）から同年8月7日（月）まで

(2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、生産振興課ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

(1) 日 時 令和5年7月21日（金） 午後1時30分から4時まで

(2) 場 所 西伯郡南部町鶴田110 とっとり花回廊
(管理事務所前に午後1時20分までに集合すること。)

(3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年7月19日（水）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込みすること。

なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、（3）ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年8月3日（木）の午後5時15分までに事前提出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便等による提出は、令和5年8月17日（木）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付けれる。

イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ とっとり花回廊の管理業務に関する事業計画書〔様式2-1、様式2-2〕

ウ とっとり花回廊の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類

- キ 当該法人等の概要（とつとり花回廊の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕
- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- シ グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

（5）応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができるのこと。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6の（1）のキの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、とつとり花回廊条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

（1）選定方法

学識経験者等の委員で構成する農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

（2）選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「とつとり花回廊審査表」のとおりとする。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針）	配点なし (必須)

		* 平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	
2	施設の効用を最大限に發揮させること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等） ・植栽管理計画の内容（県内花き園芸の振興の取組（考え方）、植栽のデザイン企画、展示、管理等） ・施設管理（設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方） ・管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 〔開園時間、休園日、利用料金等の設定 交流・学習活動への取組 個人情報保護、情報の公開〕 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握 	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・県の指定管理料額の多寡 	9
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 <p>※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする</p>	31

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、8月下旬から9月上旬に開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の決定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等以下（「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、

当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、とっとり花回廊施設において新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ とっとり花回廊で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、とっとり花回廊内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者をとっとり花回廊の指定管理者とすることが令和5年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細

目的事項等について協議の上、令和6年2月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取り扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告書に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
- (ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1) により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1) により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ (2) により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

15 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

1 6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由によりとつとり花回廊の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、とつとり花回廊の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由によりとつとり花回廊の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1 7 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、とつとり花回廊の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、とつとり花回廊を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ とっとり花回廊について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ とっとり花回廊について、南部町から南部町地域防災計画、又は伯耆町から伯耆町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のためにとっとり花回廊を閉館する必要があると県が認めるとときは、速やかに当該施設を閉館すること。

18 添付資料

- (1) 施設の概要（資料1）
- (2) とっとり花回廊の入園者数の実績及び年度別収支状況（資料2）
- (3) 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（資料3）
- (4) 鳥取県立とっとり花回廊管理規則（資料4）
- (5) 鳥取県立とっとり花回廊の利用料金（資料5）
- (6) とっとり花回廊利用料減免事項一覧（資料6）
- (7) とっとり花回廊の利用料金の減免実績等（資料7）
- (8) とっとり花回廊の現行組織図（資料8）
- (9) とっとり花回廊の行政財産目的外使用許可状況（資料9）
- (10) 自動販売機設置状況一覧（資料10）

19 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
とっとり花回廊の管理業務に関する事業計画書	○様式2-1、様式2-2によること。
とっとり花回廊の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）
申請日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、今年度の事業内容を明らかにできる書類
当該法人等の概要（とっとり花回廊の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（8月3日（木））までに1部提出すること。 提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。 ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出すること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年7月4日（火）以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の（3）のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。

(資料1)施設の概要

- ・付図1 とっとり花回廊管理区域図
- ・付図2 とっとり花回廊平面図

1 敷地面積(管理区域) 596,901.47m²

2 建物

名 称	建設 年度	構 造	延面積(m ²)	説 明
【展示館等】				
展望回廊	H10	S1F	4,277.13	園内をぐるりと一周する周囲1kmの屋根付き回廊。とっとり花回廊の名前の由来。
階段	H13	S	29.44	展望回廊への外部階段(西館の南横)。
直線回廊	H10	S1F	637.46	フラワードームと展望回廊(北館前)とをつなぐ、ガラス屋根付き回廊。
フラワードーム	H10	S1FBF1	2,551.55	直径50m、高さ21mの半球形ガラス温室で、とっとり花回廊のシンボル施設。
西館	H10	RC2F	478.43	入園券売場、入園ゲート、総合案内所などを備えた入口施設。
北館	H10	RC4F	931.71	映像シアター、展望喫茶。
東館	H10	RC1F	236.99	ユリの常時展示。
南館	H10	S1FBF1	681.54	ジャングルを再現する卵形ガラス温室。
レストラン・管理棟	H10	S1F	1,771.06	管理事務所、レストラン(240席、カフェテリア方式)、お土産・特産品ショップ。
峠の茶屋	H10	W1F	115.93	休憩所。
木の館	H13	W1F	455.00	体験工房(園芸教室)、園芸ショップ。
ピクニックコーナー	H14	W1F	516.71	休憩・食事場所(約300席)
杉の館	H14	W1F	139.94	自然観察教室、休憩所(70席)
【付帯施設】				
外部トイレ(1)	H10	RC1F	82.56	(西館の南横 入園ゲート外)
外部トイレ(2)	H13	RC1F	89.76	(西館の南横 入園ゲート内)
電気室	H10	RC1F	74.90	
変電所	H10	RC1F	165.00	
汚水処理場	H10	RC1F	709.00	
倉庫	H13	S1F	141.36	
屋根付通路・車椅子利用者駐車場	H19	S1F	163.72	(入園ゲート外)
全国植樹祭記念ステージ	H25	W1F	176.09	全国植樹祭より引渡し
待合所	H22	W1F	30.80	
作業所	H25	S1F	65.21	全国植樹祭より引渡し
便所	H25	W1F	4.56	"
物置	H25	コンテナ1F	10.01	"
【バックヤード】				
花きセンター	H9	S1F	759.00	園内展示植物の栽培、増殖、養生、開花調節。
栽培温室(1)	H9	S1F	406.62	
栽培温室(2)	H9	S1F	204.22	
栽培温室(3)	H9	S1F	406.62	
ボイラー室	H9	S1F	60.00	
園芸部資材資材倉庫	H10	S1F	130.00	
堆肥舎	H26	W1F	240.00	園内で生ずる残渣の堆肥化施設
重機庫	H26	W1F	96.00	ミニホールローダ、チッパーの格納庫
計			16,838.32	

3 その他の施設設備

名 称	説 明
駐車場	バス27台、乗用車2,000台
専用水道	計画給水人口:20,400人/日、 計画給水量:500t/s/日 水源水量:[第一井戸]252t/s/日、[第二井戸]760t/s/日
ムーンライト・フラワーガーデン	展望回廊内8haの庭園を、世界的照明デザイナー石井幹子氏が「月の光」をイメージし、デザインした景観照明。 設置照明数:1,537基、光源数:14,282個、照明種類:29種

4 庭園

名 称	面 積(m ²)	説 明
水上花壇	1,600	直径40mの池の上の、格子状の植替花壇。池の下流は滝となり、花の谷の小川につながる。
花の谷 (キューケンホフコーナー)	459	木々に囲まれた谷あいの小川、散策道沿いに花を植栽。 オランダの世界的チューリップ公園、キューケンホフ公園との交流の証として、キューケンホフの園長がデザインしたオランダ風花壇がある。
ハーブガーデン	1,600	90種類以上のハーブを植栽。五感で楽しむことができる。南側には、円形の「香りの広場」がある。
霧の庭園	9,300	沈床式花壇で、中央からは霧の吹き出し。220個のハンギングバスケットも展示。
ヨーロピアンガーデン	7,300	ユリの形の噴水を中心に左右対称の幾何学模様に整形されたヨーロッパ風の整形庭園。庭園内のステージでは屋外コンサートの開催可能。
バラ園	300	ヨーロピアンガーデンまわりの3箇所に、190品種1,000株のバラを植栽。
ミックスボーダー花壇	600	東館からフラワードームまで続く直線道路両側の、幅3m、長さ50mの2面ボーダー花壇。
花の丘	8,300	大山を背景にして広がるなだらかな丘のお花畠。四季折々の花を楽しめる大植替花壇。
かのこ山		自然広葉樹林の中に8,000球のカノコユリを植栽。樹木には名札が付けられており、樹木学習ができる。
ふるさとの古径		自然林の中の散策道沿いに、10種以上の希少植物を植栽。また、カタクリ、ユリなどをより自然に近いかたちで見ることができる。
芝生の広場	9,500	自由に遊び、くつろげる芝生広場。5,000人規模の野外コンサートの開催可能。
桜の広場	6,500	18種約150本の桜を植栽。
果樹と宿根草の庭	1,057	「果樹ゾーン」では鳥取県を代表するナシを始め、カキ、ミメリシゴ等を植栽し見応えのある果樹を楽しみ、「宿根ゾーン」では珍しい外国の品種だけでなく、日本の昔からよく見られた山野草を楽しむことができる。
ナチュラルスポットガーデン	1,836	9つのゾーンに中低木495本及び地被類1,270鉢を植栽。

5 植え替え花壇

花壇場所	面 積(m ²)	庭園面積との重複
駐車場	66	
エントランス	513	
小川周辺(花の谷)	127	
キューケンホフコーナー	459	
テラス周り (西館～フラワードーム)	245	
水上花壇	290	○
池周辺(水上花壇下)	35	
フラワードーム周辺	87	
南ビスタ(南館通り)	180	
東ビスタ樹林内 (東館通り)	167	○
東館通り	560	
ヨーロピアンガーデン	418	○
花の丘	7,058	○
ピロポロ花壇 (霧の庭園南東)	70	
霧の庭園	369	○
計	10,644	

6 その他の花壇

区域	場所	作目名	面積(m ²)	庭園面積との重複
花の丘周辺	和風(南側)	スイセン・ユリ	126	
	和風(北側)	リコリス等	229	
	花の丘東屋周辺	山野草	60	
	花の丘大山側	花の丘植栽と同一品目	700	○
		トウテイラン	250	
		ボタン	13	
ヨーロピアンガーデン周辺		アジサイ他	130	
バラ園周辺	北側バラ園横	ヒマラヤユキノシタ他	80	
ふるさとの古径		山野草他	6,730	
ふるさとの古径	流れ	イカリソウ他	12	
上流部周辺	滝周辺	シュウカイドウ他	20	
北館周辺	北館奥	カタクリ、ササユリ	700	
		アジサイ	1,060	
	北館下	ヤマアジサイ	300	
	北館周辺	皇帝ダリア	40	
		バラ	50	
		バラ	70	
東館周辺	東館東側	スイセン	430	
		山野草	145	
南館周辺	南館斜面	スイセン	180	
	南館通り	シバザクラ	535	
	ウインドフラワーの丘周辺	クリスマスローズ	150	
花の谷周辺	花の谷	フクジュソウ、カタクリ	177	
		スイセン	300	
	バラの小径	ルゴサローズ、ヤブラン、キキョウ他	125	
	花咲山	スイセン	100	
ハーブ園	サークル等	ハーブ	900	○
霧の庭園周辺	コンビネーション花壇	宿根草他	800	○
霧の庭園、ヨーロピアンガーデン周辺	ユリ花壇	ユリ他	2,000	
かのこ山周辺	林内	カノコユリ	450	
		シュンラン	43	
駐車場周辺	駐車場	シバザクラ	1,333	
	計		18,238	

7 芝生

場 所	日本芝 (m ²)	西洋芝 (m ²)	庭園面積 との重複
エントランス	4,413		
駐車場	27,508		
入園ゲート内	52,821		○
花きセンター	1,010		
計	85,752	0	
		85,752	

(注)入園ゲート内の()は、和洋芝混植エリアで、日本芝面積の内数。

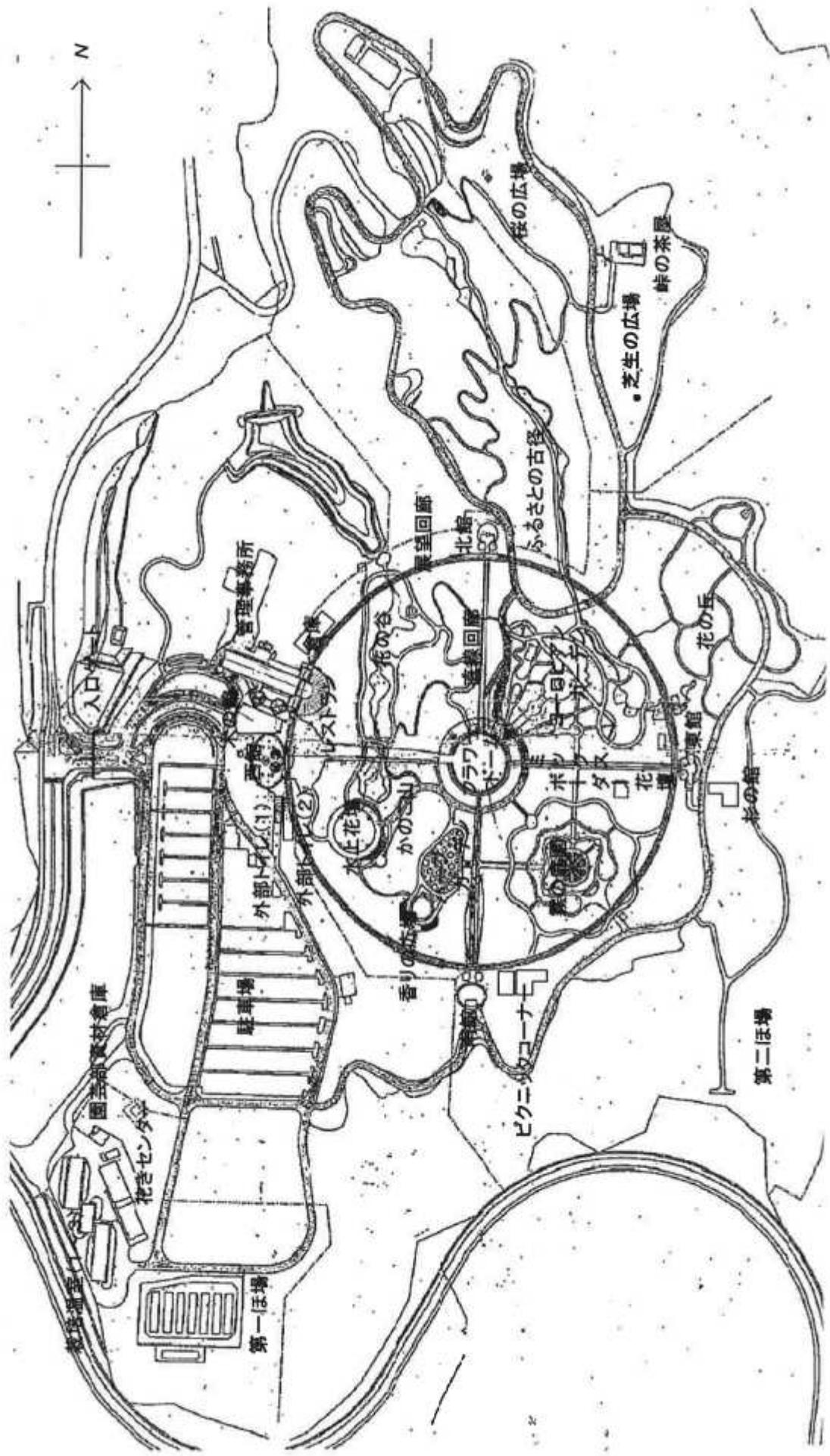
8 園内樹木(自然林を除く)

区 分	樹種(種)	本数(本)
【各庭園など屋外】		
高中木	213	5,192
(うち桜)	(31)	(493)
低 木	70	56,529
計	283	62,214
【フラワードーム・南館】		
亜熱帯樹木	120	1,673

[資料1付図1] とつとり花回廊 管理区域図



[資料1付図2] とっとり花回廊 平面図



(資料3) 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例

(平成10年10月1日鳥取県条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡南部町及び伯耆町

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) とっとり花回廊の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、とっとり花回廊の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開園時間及び休園日)

第5条 とっとり花回廊の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 とっとり花回廊の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 とっとり花回廊を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、とっとり花回廊の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、とっとり花回廊の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができます。

(行為の制限等)

第7条 とっとり花回廊においては、次の行為をしてはならない。

(1) とっとり花回廊の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 指定管理者の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 指定管理者の許可を受けないで動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(5) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(6) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(7) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり花回廊への入園を拒み、又はとっとり花回廊からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、とっとり花回廊の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、とっとり花回廊の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 とっとり花回廊の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、とっとり花回廊の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月18日から施行する。ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の管理の期間の調整)

2 第4条の規定にかかわらず、令和2年度中に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則（平成16年条例第33号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第45号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第1条(同条中附則第2項を加える改正(以下この項及び次項において「追加改正」という。)を除く。)、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第17条、第18条、第20条、第32条及び第35条の改正並びに附則第5項及び第6項の規定は平成17年1月1日から、第1条(追加改正に限る。)の改正及び附則第2項の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第83号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条

例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(令和2年条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料4) 鳥取県立とっとり花回廊管理規則

(平成21年3月31日鳥取県規則第22号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 とっとり花回廊の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(行為の制限等)

第3条 条例第7条第1項第8号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、とっとり花回廊の管理上支障がないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、とっとり花回廊の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(資料5) 鳥取県立とっとり花回廊の利用料金

(平成28年4月12日鳥取県告示第276号)

(平成29年4月14日鳥取県告示第299号)

(令和元年11月5日鳥取県告示第335号)

(令和3年5月11日鳥取県告示第288号)

【入園料】

区分			単位	金額
ア 4月1日から6月30日まで(エの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,000円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	450円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	900円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒	1人1回につき	500円
イ 7月1日から11月30日まで及び3月1日から3月31日まで(エ及びオの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	360円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	720円
	団体(学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	320円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	640円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒	1人1回につき	400円
ウ 12月1日から翌年2月末日まで(オの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体(学校行事で利用するものを除き、10人以	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円

	上20人未満のものに限る。)			
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円	
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円	
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円	
エ 5月1日から8月31日までの期間で午後5時過ぎまで開園している場合において午後5時以降に入園するとき	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円
		高等学校の生徒	1人1回につき	250円
オ 11月1日から翌年1月31日までの期間で午後5時過ぎまで開園している場合において午後5時以降に入園する場合	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,000円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	450円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	900円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	800円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒	1人1回につき	500円

【とっとり花回廊E駐車場使用料】

区分	金額（1時間につき）	
E駐車場芝広場	全面使用	800円
	半面使用	400円

屋外ステージ	入場料を徴収する場合	2,600 円
	入場料を徴収しない場合	1,300 円
	練習・リハーサル等	500 円
B駐車場（アスファルト舗装）	全面使用	1,800 円
	半面使用	900 円
C駐車場（アスファルト舗装）	全面のみ	900 円
D駐車場（未舗装）	全面のみ	800 円
エントランス広場	全面のみ	1,000 円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 設営準備及びリハーサル等で敷地を占有する場合も同料金とする。
- 3 日をまたがって利用する場合は実利用時間に1日当たり1時間分の料金を追加する。
- 4 グラウンドゴルフのホールポスト等の貸出料金は、1回当たり100円とする。

【フラワートレイン利用料】

区分		金額
午後5時30分から午後8時 までに利用する場合以外	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円
午後5時30分から午後8時 までに利用する場合	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円
1車両専用利用(45人)		15,000円

(資料6) とつとり花回廊利用料減免事項一覧

減免事項	現行減免率
1 鳥取県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。 (1) 県が主催する本県PRのためのマスコミ、エージェント等招致事業の参加者が利用するとき (2) 県が主催、共催又は後援する観光キャンペーン、大会等の参加者が利用するとき	全額 2割
2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき	全額
3 介護保険法の規定による要介護認定、要介護支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき	全額
4 児童相談所長等が知的障がい者（児）として証明書を交付した者及びその介護者が利用するとき	全額
5 児童相談所長等が、自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者及びその介護者が利用するとき	全額
6 特定医療費（指定難病）受給者証の所有者とその介助者が利用するとき	全額
7 小学校長又は中学校長が「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」に規定する児童・生徒として認め、証明書を交付した者及びその介護者が利用するとき	全額
8 外国人観光客が利用するとき	個人料金の5割
9 とつとり花回廊友の会会員が利用するとき	全額
10 県内の児童、中学校又は高等学校の生徒が社会教育活動により利用するとき	5割
11 県内の児童又は中学校の生徒が学校行事で利用するとき	学校行事料金の2割
12 とつとり花回廊又は企業・団体が実施する施設PRや施設への誘客が期待される事業等に参加者が利用するとき	1割又は2割
13 とつとり花回廊の許可により、園内施設または駐車場を使用した催事等を開催する主催者及び参加者が利用するとき	1割～全額
14 前各号に掲げるもののほか園長が特に必要と認めるとき（花き園芸にかかる研修会等）	1割～全額

(資料7)とつとり花回廊の利用料金の減免実績等

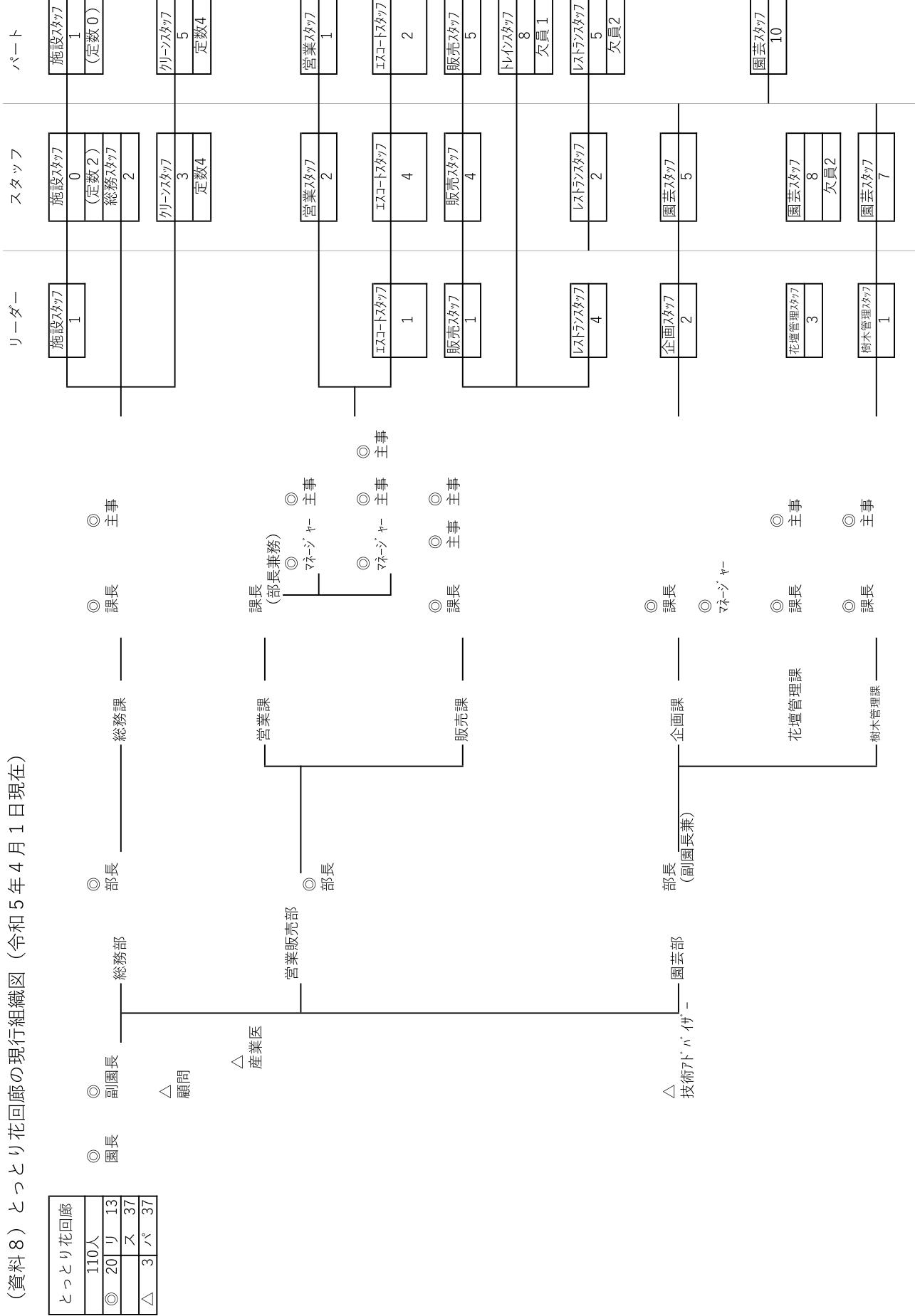
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入園者数(全体)	331,861 100.0%	183,608 100.0%	232,289 100.0%	267,131 100.0%
内訳1(期間別)				
4月～11月	253,868 76.5%	122,483 66.7%	164,253 70.7%	196,298 84.5%
12月～3月	77,993 23.5%	61,125 33.3%	68,036 29.3%	70,833 30.5%
内訳2(大人小人別)				
大人	292,939 88.3%	157,476 85.8%	194,637 83.8%	228,703 98.5%
小人	18,277 5.5%	11,075 6.0%	18,090 7.8%	18,368 7.9%
小学生以下	20,645 6.2%	15,057 8.2%	19,562 8.4%	20,060 8.6%
有料入園者数	221,562 66.8%	117,086 63.8%	157,024 67.6%	185,394 79.8%
内訳個人	160,216 48.3%	95,185 51.8%	144,241 62.1%	161,022 69.3%
小団体	24,769 7.5%	10,496 5.7%	2,746 1.2%	3,183 1.4%
団体	36,577 11.0%	11,405 6.2%	10,037 4.3%	21,189 9.1%
減免者数	89,654 27.1%	51,465 28.0%	55,703 24.0%	61,677 26.6%
内訳障害者等	28,152 8.5%	13,439 7.3%	15,289 6.6%	20,558 8.9%
外国人旅行者	15,869 4.8%	1,488 0.8%	1,180 0.5%	2,364 1.0%
友の会	45,633 13.8%	36,538 19.9%	39,234 16.9%	38,755 16.7%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無料入園者(小児)	20,645 6.2%	15,057 8.2%	19,562 8.4%	20,060 8.6%

※各欄左側の数字が人数、右側の数字が当該年度年間入園者数に対する割合。

(「内訳2」:友の会入園者数は大人の人数に算入)

※四捨五入の関係で計数が合わない場合がある。

(資料8) どつとり花回廊の現行組織図（令和5年4月1日現在）



(資料9)とつとり花回廊の行政財産目的外使用許可状況

1 土地

使用目的	数量	使用許可期間	単価	本年度使用料	住 所	相手方 氏名	備 考
とつとり花回廊職員駐車場	1,207.5m ²	R5.4.1～R6.3.31	全額免除	無償	鳥取市生生町4丁目411	(一財)鳥取県觀光事業団	
配電線施設	本柱1本 支線1条	H31.4.1～R6.3.31	年額 360	360	米子市加茂町2丁目5 1	中国電力(株)米子営業所	
地域特産物販売所	405.88m ²	R5.4.1～R6.3.31	年額 41,818	41,818	西伯郡南部町法勝寺3 77-1	南部町	
地籍図根三角点	0.48m ²	H31.4.1～R6.3.31	全額免除	無償	西伯郡伯耆町吉長37 番地3	伯耆町	
郵便差出箱用地	0.26m ²	R5.4.1～R6.3.31	年額 103	103	米子市弥生町110番地	日本郵便(株)米子郵便局	
とつとり共生の森事業地	10,734m ²	H29.9.12～R4.9.11	全額免除	無償	鳥取市丸山町219番 地1	(一社)鳥取県トラック協会	
とつとり共生の森事業地	32,200m ²	R4.11.1～R9.10.31	全額免除	無償	高知県高知市春野町 弘岡上648番地	ニッポン高度紙工業(株)	

2 建物又は工作物

使用目的	数量	使用許可期間	単価	本年度使用料	住 所	相手方 氏名	備 考
PHS基地局	1.04m ²	H31.4.1～R6.3.31	年額 1,500	1,500	東京都港区東新橋一 丁目9番1号	Wireless City Planning(株)	
携帯電話サービス室 内電気通信設備	0.15358m ²	R5.4.1～R10.3.31	年額 11,460	11,460	広島県広島市中区大 手町四丁目1番8号	(株)NTTドコモ 中国支社	

[資料10付図] 自動販売機設置内容

